

Title	エジプト・ サダト政権初期の国内政治：一九七〇～七三年
Sub Title	The internal implication of "No war, No Peace" in Egypt : 1970-1973
Author	富田, 広士 (Tomita, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.1 (1987. 1) ,p.203- 222
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	石川忠雄教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870128-0203

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

エジプト・サダト政権初期の国内政治

——一九七〇～七三年——

富 田 広 士

- 一、はじめに
- 二、国内社会不安の増大
- 三、政治制度自由化の試み
- 四、戦時体制の強化
- 五、おわりに

一、はじめに

私は現在、エジプト・サダト政権初期——一九七〇年九月、ナセル急死に伴うサダトの暫定大統領就任以降七三年の十月戦争勃発に至る過程——の対外政策と内政について研究を行なっている。

この時期のエジプト社会においては、物心両面の閉塞状況が強まっていた。すなわち一九六七年六月戦争でイスラエルに大敗を喫し、自国領土——シナイ半島——を占領された。このことは戦後第一に経済を、第二に中産階級の

精神状況を、対イスラエル持久戦遂行の圧迫下に置くこととなった。戦争の影は社会生活に暗さと重苦しさを増していた。一九七二年五月アハラム新聞編集長、ムハンマド・ハイカルは一連の論説の中で、この状況を「平和でも戦争でもない」⁽¹⁾六七年の敗北の余波と呼んだ。更に彼は国際政治的観点に立って、イスラエル、アメリカ、ソ連が当時程度の差こそあれ、エジプトの陥っているこの平和でも戦争でもない状態を弄び、米ソデタントの枠組の中で中東紛争の現状維持に、利害の一致を見出していると指摘、そしてこのような両超大国の現状固定的な中東政策が現状変革を意図するエジプトの利益に反していると論じた。⁽²⁾他方ナセル個人のカリスマは戦後依然として生き残っていたものの、庶民の間にはナセル政治に対する幻滅感が拡がっていた。

こうした社会状況は自と政治に反映され、サダト政治が始まる以前においてすでに、戦争を和平交渉によって終結させる方向へ向け、非常に画期的な対外政策転換が行なわれた。すなわち一九七〇年七月、ナセルはアラブ・イスラエル間の三ヶ月停戦を骨子とした米國務長官、ウィリアム・ロジャーズの和平提案を受諾し、六九年以来激しくなっていたスエズ運河地帯での散発的戦闘を停止へと導いた。ナセルの死の直前に採られたこの外交上の措置は、一九七〇年代以降のエジプトの政治経済構造を大きく決定づけることになるのである。

従ってサダトは、エジプトの体面を損なうことなく、何とか長引く戦争状態に決着を付けなければならないという至上命題を背負って、大統領に就任した。そして初期のサダト政権はこの至上命題をめぐって深刻なジレンマに陥っていたのである。すなわち一方でイスラエルに再度戦争を仕掛けて一定の勝利を納め、被占領地を奪回するという選択肢があった。しかしソ連からの兵器援助の不十分さは、その選択肢の実行を抑制していた。他方アメリカの和平イニシアチブに依拠し、イスラエルと和平交渉に入る選択肢は、アメリカがエジプトの働き掛けに応ぜず、一九七〇年のロジャーズ提案以後何ら積極的なイニシアチブを取らなかつたため、ポリシー・オブションの対象とはなり得なかつた。十月戦争は、このジレンマから抜け出すためにサダトが打った苦肉の策であった。すなわち、スエズ運河を渡

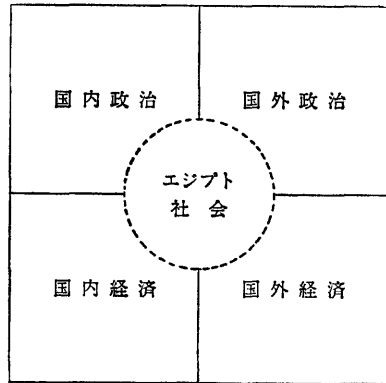
っての奇襲攻撃により、イスラエルに対して緒戦の勝利を得、その実績に基づき、すぐ様アメリカの和平イニシアチブを引き出し、それに乗るかたちでシナイ半島返還を目的としてイスラエルと和平交渉に入るといふシナリオである。これは戦争と平和という二つの選択肢を折衷したポリシー・オプションであったといえよう。また国内的には、十月戦争はエジプトを戦時体制下から解放することで、社会に充満していた停滞的雰囲気を一掃しようとするものであった。

果たして十月戦争後のアラブ政治過程は、サダトの描いたシナリオ通りに展開した。米主導の和平工作は、一九七七年、サダトのエルサレム訪問、七八年のキャンプデービッド合意を通じて、エジプト・イスラエル二国間の単独講和を実現するに至った。しかしその過程で、彼はアラブ主義の遺産を、一つまた一つと、いわば質入れして行かざるを得なかった。このサダトの脱アラブ的な「抜け駆け」外交に対し、周知のようにアラブ諸国は挙って反対した。そのためエジプト・イスラエル間の和平が基盤となって、パレスチナ・アラブ人とイスラエルの間またアラブ諸国とイスラエルとの紛争が鎮静化し、中東全体の和平が進展するという事態は出現しなかった。むしろ逆に、イスラエルがエジプトとの「不戦」条約を盾に取って、一九八二年レバノン侵攻の挙に出たことは我々の記憶に新しい。そして一九八〇年代半ば現在、ムバラク政権下のエジプトでは、反米、反イスラエル感情が高まりつつあり、アラブ陣営への完全復帰を促進するため、キャンプデービッド合意を離脱しようとする動きが表われ始めている。⁽³⁾

エジプトが一九七〇年代に採用したこのような戦争決着の付け方は、七〇年代後半以降のアラブ域内政治経済構造に深いインパクトを与えた。すなわち埃・イ平和条約締結はパレスチナ問題——パレスチナ・アラブ人の国家創設運動およびアラブ諸国のそれに対する支援運動がイスラエルとの間に惹起している激しい対立抗争——の解決上、「大きな前進 (an important step)」⁽⁴⁾をもたらしたのではなく、その解決を一層難しくしたと私は考えている。

一九七〇年代初期は、エジプト政治の基軸がアラブ・ナショナリズムから一国ナショナリズムへと転換する上で、

図1 エジプトの政治経済構造



二、国内社会不安の増大

一九七一年五月、アリー・サブリー副大統領らナセリスト左派⁽⁵⁾対イスラエル主戦派によるクーデターを未然に防ぎ、サブリー一派との指導権争いに勝ったサダトは、この事件を「一九五二年七月二三日革命の道を正す修正運動」⁽⁶⁾と定義し、後述するようにそれ以後自己の統治スタイルを明確に打ち出すようになった。国民にとって、この事件は当時エジプト社会を覆っていた閉塞状況と重圧感からの一定の解放を感じさせるものであったが、だからといって一般庶民が政変の歴史的意味を正しく捉えていた訳ではなかった。彼らの多くは、指導部の密室の中でダウシャ（喧嘩）が起こり、サダトがそれに勝ったと理解したに過ぎなかった。⁽⁷⁾この政変を契機にサダトが打ち出したスローガン「自由と民主主義」は、彼らの耳に新鮮な響きを与えたが、苦しい毎日の経済生活の中では、それ以上の感動を呼び起こすものではなかった。

過渡期に当たる。私の現在の研究目的は、この時期にエジプト社会がどのような変化を遂げたのか明らかにすることである。また政治経済両面における自由化政策は十月戦争以後顕在化するが、その基本構想はサダト政権初期にナセル政治の批判を動機づけとして、すでに形成されていた。考察に際しては、図1のような分析枠組を用い、エジプト社会を国内政治、国外政治、国内経済、国外経済の四分野の総合的表現として把握する。

本稿ではそのうち国内政治の分野において生じた変化を考察する。

一九七一年八月末、低賃金、物不足に因る公共部門労働者の経済的不満は、ヘルワンの製鉄所やその他の工場におけるストライキ発生となって表われた。⁽⁸⁾ このような事態は、ナセル時代の一九六八年十二月、アレキサンドリアで起こった学生騒動以来初めてである。政府はこれに対し、「極く少数の者」が暴力に訴えて同僚達をストライキに参加させたとし、ストライキの原因を、少数の労働者のアラブ社会主義連合（以下ASUと略称）ヘルワン地方委員会、ヘルワン製鉄所経営者側およびヘルワン労働組合幹部に対する不満に帰着させた。更に政府は以後ストライキ再発の場合には、サダトが「容赦なく」鎮圧するだろうとの対応を見せた。この事件は、さきに肅正されたサブリー前副大統領ら九一人に対する革命裁判が始まった直後に発生していることから、サブリー一派による巻き返し運動とも推測される。

また戦時体制の長期化は、一九七一年を通して、国内にサダトの戦争政策に対する不満を募らせ、七二年一月の学生運動へと発展することになる。一九七一年七月二三日、総選挙後初のASU全国大会で、サダトは「戦争でも平和でもない今の状態は今年中で終わり、和平解決がつかか戦争となるか、今年末までに重大な決定を下すであろう。……もし今年末までに和平解決がつかなければ、百万人の犠牲者を出してもアラブ連合は戦争に突入する。」⁽⁹⁾ と言明した。そして十月末までに、イスラエルのシナイ半島撤退を実現するため、アメリカの和平イニシアチブを引き出そうとする和平解決路線に見切りをつけると、政府は三月初めに続き再び臨戦体制に入った。灯火管制が敷かれ、民間人の戦時動員体制が再組織された。更に十一月初め、サダトは三軍を直接大統領の指揮下に置き、サーディク国防相に替わって三軍総司令官に就任、大統領府を三軍最高司令部の建物に移した。この措置は、指導部が「決着の年」の終りを目前にして、臨戦体制のグレードアップを国民に印象づけようとしたことを示している。十一月二〇日、スエズ運河沿いの前線兵士に対する演説の中で、サダトはアメリカの外交努力に依存してイスラエルをシナイから撤退させる望みが今や完全に断たれたこと、残された唯一の選択肢が戦争である旨述べた。⁽¹⁰⁾ 「渡河の命令を待つ間、厳しい集中

訓練に励むように。一旦渡河したら引き返すことはないからだ。次回は神の加護を得て、シナイで諸君と会うことになるだろう⁽¹¹⁾と。また十二月三〇日、翌一九七二年一月にかけて一週間、国家大演習を実施するとの発表がなされた⁽¹²⁾。

しかしアメリカ政府は当時この「臨戦体制」が「芝居がかった動作」であり、「サダトは『決着の年』を少なくとも六ヶ月先へ延ばさなければならぬ」と評価していたのである⁽¹³⁾。事実はその通りに進展した。一九七二年一月三日、サダトは全国向けラジオ・テレビ演説の中で、「私は昨年一〇月に、対イスラエル軍事行動を十二月に再開することを決定したが、印パ戦争のためその決定の撤回を余儀なくされた」と述べたのである。「全ての計画は準備が整っていたが、印パ戦争が勃発した時、私は国防大臣、ムハンマド・サーディク將軍に対し、スエズ運河を渡る作戦計画を遅らせるよう命じた。世界の眼はエジプトの主要な同盟国、ソ連が干渉するインド亜大陸に向けられている。ソ連との協議は続けられているが、この問題に関する決定は我々の決定であり、責任は我々にある。……私には正當かつ慎重に考慮されない状況に、我々の軍隊を投ずる意志はない。エジプトは世界の大国の利害を考慮しなければならぬ。機が熟すまで、国民に不必要な危険と苦難を被らせることはしない。……アジアの紛争が世界情勢に投げ掛けた霧のために、私は指令を撤回しなければならなかった。しかしこのことに関して、フェイン国王が指摘したような、めんぼくを失うというようなことは全くない。これは私の面子がつぶれるといった問題ではなく、我々の兵士の生死の問題である」と⁽¹⁴⁾。

そしてこの演説の中で同時に、サダトは「国内を戦時動員体制下に置く」ための内閣大幅改造を示唆した⁽¹⁵⁾。この措置は、対イスラエル戦延期の決定が国民に及ぼす心理的動揺を相殺することを狙ったものである。一月一六日には、サダトはアジーズ・スィドキ副首相兼石油・産業相をマフムード・ファウズィー首相の後任に任命、同日ASU中央委員会の承認を得た。翌一七日、スィドキは新閣僚名簿を発表するが、その中で注目すべき入れ替えは、ムラード・ガリーブ外務担当國務相がマフムード・リアード外相の後任に任命されたことである⁽¹⁶⁾。リアードは対イスラエル

主戦派に近い強硬論者であったのに対し、ガリーブは柔軟論者であり、サダトの対イスラエル戦延期決定に賛成した。スィドキ新内閣は「戦時内閣」としての性格を前面に押し出しているにもかかわらず、実際には即時決戦反対のサダト路線に沿った人選に基づいていた。

しかし全国主要七大学においては、対イスラエル戦延期のサダト演説と内閣改造をきっかけとして、一月一七日、サダト政権を批判する学生運動が発生した。カイロ大学構内では千人近い座りこみが二四日まで続き、遂に警官隊が出勤規制、指導者を逮捕した。その間全国学生運動高等委員会が組織され、大統領に対する要求を決議した。更に二四日から二五日にかけて、二千人に上る学生たちはカイロ中心部での街頭デモに繰り出し、警官隊と衝突、数百名の逮捕者を出した。⁽¹⁷⁾

その過程で明らかになったサダト政権に対する批判内容は、大別して三つある。一つは、両超大国に対する外交政策を含む戦争政策の批判である。大統領への決議文の中で、彼らは両超大国に対する不快感を表明した。⁽¹⁸⁾ ソ連に関しては、ソ連国内のユダヤ人のイスラエル移住を許可していることに不満を示し、ソ連の援助に依存することの意義に疑問を呈した。アメリカに関しては、エジプト国内にあるアメリカ資産の国有化を要求した。しかし一月二二日アイソ・シャムス大学学生代表団の会見要求に応じた新外相ムーラード・ガリーブは、「米国企業はエジプトに不可欠の外貨をもたらしている。スエズ湾のモーガン油田は年に二億三千万ドルをもたらしているが、米国企業であるため、イスラエルの爆撃を免れている。」と述べ、アメリカ資産国有化は「不合理であるだろう」と反論した。⁽¹⁹⁾ また臨戦体制の手ぬるさに抗議して、一月一九日に可決された学生決議は、次の要求を掲げた。⁽²⁰⁾

第二の批判点は、サダト個人の恣意的な政治指導に対する反対である。外交面においては、国民が両超大国とエジプトの関係の実状について、聳聴敷に置かれているという点である。⁽²¹⁾

米から和平イニシアチブを引き出す路線を完全放棄したといえながら、実際には継続している。(1)の点でサダトは一九七一年二月六日付ニューズウィーク誌とのインタビューの中で、「もしイスラエルが国連安保理決議二四二号に従って、シナイ撤退を確約するなら、最終的かつ恒久的な和平協定締結へ向けて、イスラエルと直接交渉に入る用意がある。」と述べた。すなわちイスラエルのシナイ占領の現状のまま、直接交渉を開始してもよいという重大な譲歩提案である。しかし国内新聞に掲載されたそのインタビューについての記事の中では、この箇所が削除されていた。学生たちはこれを「ごまかし」だと批判した。⁽²²⁾

内政面においては、マフムード・ファウズィー内閣が四ヶ月前に組閣されたばかりであるのに、再び内閣改造が行なわれた点である。「国内戦線を戦時動員体制下に置くことは、内閣改造によってではなく、国民の再組織と学生民兵の武装によって可能となる。」⁽²⁴⁾と。また別の学生決議は、もう一度内閣改造を実施するように要求している。

第三の批判点は、言論・表現・政治活動の自由の無さに対する批判である。学生たちは、新聞が彼らの要求を掲載しないことに、不満を示した。最近の自由化政策にもかかわらず、エジプトの新聞には表現の自由が欠如していると、表現の自由の権利を要求した。新聞記者連盟、弁護士協会はこの学生の要求を支持した。一九七二年一月初めからのハーテム情報相による検閲廃止キャンペーン⁽²⁵⁾にもかかわらず、エジプト人記者は検閲撤廃を要求した。また学生たちは、アハラム紙編集長、ムハンマド・ハイカルを始めとする「報道機関における政治的偽瞞」の責任者の問責を要求した。ハイカルは一月二日付アハラム紙上で、「継続的な世代間の対話、そして一つの世代からもう一つの世代への権力の委譲が、採り得る唯一の方法である。……古い世代だけで、重大な問題を決定することはできない。」⁽²⁶⁾と述べ、懐柔的な姿勢を示している。

政治活動の自由に関しては、彼らは前年八月のストライキで逮捕された、ヘルワンの製鉄労働者の釈放を要求する一方、文化人は作家、芸術家、俳優、九〇名が連名で、サダト大統領と内務省に対し、逮捕された学生の釈放を要求

した。一月一九日サダトは、共産主義者、ムスリム同胞団員を含む政治犯、約一万二千名の釈放を発表している。⁽²⁷⁾ また政治活動の自由とは直接関係ないと思われるが、学生たちは前年十一月、カイロでヨルダン首相、ワスフィー・アル・タールを暗殺したパレスチナ人四人が、「無罪」であると主張して、その釈放を要求した。三月二九日サダトは学生の要求に迎合するかたちで犯人を保釈し、国外逃亡を黙認したのである。⁽²⁸⁾

学生運動を通じて明らかになった政権批判の中で、国内政治体制の観点から注目すべき点は、政策の内容に対する反対であると同時に、サダトの独裁的な政策決定のやり方に対する反対であり、政治体制民主化の要求が噴き出したことである。すでに一九六七年の第三次中東戦争大敗北の後、旧政体分子、労働者、学生らの民主化要求は一挙に噴き出し、これに対しナセルは六八年、「三月三〇日宣言」によって一部自由化の方針を打ち出している。サダト政権は強固な権力基盤を持っていなかったため、一九六七年六月戦争以前のナセル政権のように、警察を使った恐怖政治によって反政府勢力を封じ込めることはできなかった。一方民主化要求は六七年以後、エジプト社会の一つの時代的要請となっており、サダト政権はこれに何らかのかたちで答えて行く責務を負っていた。それが後述する政治体制自由化の試みである。

一九七二年七月以降、サダト政権の無策ぶりを風刺、批判するノクタ（小話）が街で流行するようになる。⁽²⁹⁾ 例えばサダトが場当たりに次々と打ち出す政策に一貫性がないことを突いて、「魚と牛乳とタマルヒンディー（ナツメヤシの実のことで、乾燥させて食用する）」という取り合せの悪い料理を国民が食べさせられ、消化不良を起こしているというのである。あるいはサダト政権を手品師一座に擬え、次から次へと「ガッラ・ガッラ（手品）」を披露するが、どれもこれもお粗末なので、観客は遂に痺をきらし、やじを飛ばし始めたというのである。

また庶民の間で、政治を歌う詩歌が流行した。アフマド・ナグムが痛烈な隠喩を用いてサダト政権批判の詩を作り、盲目のシャイフ・イマームがそれを曲に乗せ、自らリユートの弾語りをして反政府集会で歌った。その内容は、政府は

「戦争するぞ」と掛け声だけは勇ましいが、一体いつになったら本当に戦争するのか？ その陰で、国民の経済生活は日増しに苦しくなっていくというものである。⁽³⁰⁾ その歌が街で歌い継がれていった。これらは当時エジプト社会に鬱積していた政治不信を映し出している。

またこの時期には、放火事件の頻発が社会問題となった。⁽³¹⁾ 放火の動機は、初め、公営企業における公金横領・製品の窃盗を隠蔽することであった。例えばマハッラル・クブラーの綿糸工場で起きた火災は、大量の綿糸を盗んだ者がその痕跡をなくすために火を付けたことに因る。しかしその後、放火の対象は公共財に止まらず、文化遺産である歴史的建造物にまで及び、カイロのオペラ座と、ムハンマド・アリーのゴハリ宮殿が炎上するに至った。このようにして放火が連鎖反应的に拡がったことは、深刻な社会不安がエジプト人の心理の中に、非合理的な破壊本能を呼び起し、彼らをして無意識の内に社会的抗議をなさしめたことを示唆している。

増大する社会不安はムスリム・コプト間宗教対立の尖鋭化にも反映された。コプト教会はキロス六世総主教の下で、ナセル時代から新教会建設運動を推進して来た。⁽³²⁾ キロスの死後、一九七二年五月にシェヌーダ三世が新しい総主教に選ばれてから数ヶ月後、エジプト各地でコプトとムスリムの対立が発生した。⁽³³⁾ それは同年十一月、カイロ近郊のハーンカに新たに建てられた教会が、火災瓶によって焼き打ちされる事件に発展した。こうした宗教間暴力の背景には、イスラム・ファンダメンタリズムの台頭と、それに対抗するかたちでのコプト側の過激化があった。イスラム・ファンダメンタリストはコプト教徒が国家に対して不忠で、「国の乗っ取り」を企んでいると非難した。⁽³⁴⁾ コプト側はナセル政権下で各界の指導層から締め出され、少数民族としての被抑圧意識を強めており、ムスリム側からの暴力に激しく反発、その一部は暴力化して行った。イスラム・ファンダメンタリストの活動は、前述した一九七二年一月の学生騒動に続く政治犯多量釈放によって活発化したものと思われる。

サダトの主要な権力基盤であった軍内部においても、戦争決着の遅れは、将兵の間に不安と反発を引き起こした。

例えば一九七二年十月十二日、精神異常の装甲車隊長が装甲車三台を率いてカイロのアズハル広場へ乗り入れ、ラマダン期間中のおりから、フセイン・モスクでの礼拝に集まった大勢の人々を前に長広舌を振るうという事件が起きた。⁽³⁵⁾部隊長は、結果は考えずに今すぐイスラエルと戦うことを要求しており、「軍は戦いたいのであり、屈辱を受けたくはない」と主張した。この時期にはまた前線の生活の退屈と絶望から、兵士の中に精神異常と自殺が多発した。

一方軍上層部では、十月末国防相アフマド・サーディク将軍が解任されると、十一月九日サーディクを担き上げたクーデター未遂事件が発生し、数十人の将校が逮捕された。⁽³⁶⁾サダトはASUを拠点とするサブリー一派との指導権争いの過程ではサーディクを通して軍の支持を固めたのであったが、ここに至ってサーディクの「戦争準備はできていない」とする慎重論を退けた。当時軍内の即時決戦派と決戦慎重派の間では、重大な路線闘争が行なわれた。⁽³⁷⁾

更に人民議会(Majlis al-Shaah)において、政府批判が行なわれるようになった。一九五二年革命以来、人民議会は一貫して大統領の決定を国民の間に徹底浸透させる宣伝機関の役割を演じて来たが、七一年五月の「修正運動」以後、限定的ではあるが、行政府から独立して政策を議論する若干の自由を保証されるようになった。戦争決着の遅れと、一九七二年七月ソ連人軍事顧問追放後のソ連離れを批判して、同年十一月アジズ・スィドキ首相の施政方針演説を否決した。⁽³⁸⁾

学生運動はイスラム・ファンダメンタリズムの活発化と重なり合って、一九七二年末再び高まりを見せた。⁽³⁹⁾その契機は前述のサーディク国防相解任に対する反対であった。サーディクは決戦慎重論を主張すると同時に、サダトのソ連との関係修復の動きに反対し、それが解任の理由となった。イスラム勢力もソ連との関係修復の動きに反対した。こうした右派のイスラム勢力、中道派の欧米的民主主義者、左派勢力の運動が合流し、共通してサダトの民主化・自由化と戦時動員体制双方の不徹底さを攻撃したのである。例えば自由化に関して知識人の文化面からの運動が起こり、同年九月、検閲に反対し一層の自由化を要求する抗議文が、五百名の作家、芸術家の署名を集めて提出された。サダ

トはこの反政府運動の高まりに直面し、政権非難を歓迎する意向を留保しつつ、同時に「戦争準備が最優先されるべきであり、民主化は敵に利用されるから二の次だ」⁽⁴⁰⁾として、十二月二十九日、学生運動弾圧に乗り出した。

以上本章で見て来たように、サダト政権は元来狭い権力基盤の上に立っていた。「平和でも戦争でもない」状況の長期化は社会不安を刻一刻増大させていった。それに伴ってエジプト中産階級のサダト評価は悪くなって行き、中産階級のあるカイロ在住者が喝破したように、「戦争をやらなければ、革命が起きる状況」にまで立ち至っていた。⁽⁴¹⁾

三、政治制度自由化の試み

サダト政治のスタイルがはっきりして来るのは、一九七一年五月、サブリー一派を失脚させた「修正運動」以降のことである。同年九月十五日、恒久憲法が国民投票に掛けられ、成立するが、その翌日に行なった全国向け演説の中で、サダトは次のように述べている。

「恒久憲法の中にあるものは何か？ そこには二つの基本的な要点がある。国内改革の第一の要点は国家の権威である。我々は国家の権威が人民労働諸勢力同盟の権威であることを認め、その国家権威を尊重しなければならない。私はいかなる者であろうと、この国家権威に違反することを決して許しはしない。全てのことは民主的対話を通して行なう。我々は皆一人一人異なった意見を持っている。一人一人異なった要求と異なった問題を持っている。そこで我々は寄り集まって、それらを民主的対話を通じて話し合うことができる。しかし決していかなる者も、国家権威を掌握できると空想してはならない。

第二の要点は法の支配である。新しい国家におけるあらゆる手続は法に服すべきであり、全ての事柄は各々特定の陪審を持つべきである。もし我々の法律が不完全であれば、我々の立法府は必要な立法を行なうべきである。しかしいかなる集団、共同体、個人も国家権威を掌握してはならない。

更に我々は個人ではなく、制度の基礎の上に国家を建設している。それは制度の国家である。大統領は全体の仲裁人である。

彼はどちらか一方に負担するということはない。もし彼が仲裁不可能と感じたら、直接国民投票によって、国民の力を借りることができる。」⁽⁴²⁾

このように民主的対話、法の支配、制度の国家を強調し、政治体制「自由化」の方向性を明らかにしている。それはナセル体制と比較して、警察国家・恐怖政治の要素、専制的要素を減少させようとする点に表われている。

サダトは一九七一年の後半、サブリー一派の拠点であったASUの再建を目指し、ASUを解散して、下部組織から上部組織に至るあらゆるレベルでの「自由選挙」を実施した⁽⁴³⁾。また表1にあるように、一九七一年末、サダトは官

表1 Presidential Appointments at the Middle Level (November 1970-November 1971)

Month	Sub-Minister	Governate Sub-Governor	High Court	Public Sector Director	Technical director	University High	Religious Low	Other	Retired	By-re-organization	Total	Total excluding public sector
November	28		7	9	13		1	16			74	52
December	2			6	6						14	2
January	14			4	19			7		36	81	58
February	8			26	13		4				51	12
March	16		2	8	6		4	1			37	23
April				1	3		1				5	1
1-14 May	5	3	7	6	4		1				26	16
15-31 May	13	1	7	4	2						27	21
June	36		11	11	8		12	32	2	48	160	141
July	10		3	26	17		6		1	23	89	46
August	17									5	22	22
September	11		5	48	25		7	24	9	16	145	72
October	47	13		807	15		1	21	19		928	106
November	25		1	3	11		1			126	167	153

Source: Mark Cooper, *The Transformation of Egypt*, p.78.

僚機構・公共部門の中間管理者層を大幅に入れ替えた。九、十、十一月の間に一二三七件の辞令が発せられた。⁽⁴⁴⁾つまりサダトが自己独自の政治スタイルを打ち出す過程は、同時に自己の権力基盤を拡大しようとする試みの過程でもあった。

初期のサダト政治は戦時体制の長期化、そしてそれに伴う社会不安の増大という重大な負荷を負っていた。その不安を少しでも軽減することは、政権の正統性を高めて行く上で、不可欠の政策的要請であった。サダトはこの要請に対して、「飴」の政策と「鞭」の政策を交互に用いるというやり方で対応した。飴の政策とは本章で扱う政治制度自由化の試みである。

そのきっかけは一九七二年一月の学生運動である。同月十七日の内閣改造でASU書記長となったサイド・マライは、ASUの改造論議を盛り上げることで、学生や反政府分子の不満吸収を図る。一月十八日マライに次のように述べた。

「……政治組織とは、人民諸勢力同盟のあらゆる部分が異なった意見・態度を表現するための真のミンバル（演壇、転じて政策集団の意）である……。従って根本的变化はなく、ASUは依然として唯一の政治組織である。ASU外の正式の野党は認められない。残された仕事は、ASUの枠内で、労働諸勢力同盟各部分——労働者、農民、国家資本主義者、知識人、兵士——間の協定を作り上げることである。⁽⁴⁵⁾」

すなわち単一政党制を堅持しながら、その枠内で限定的民主化を追求する方針が打ち出された。この方針に沿ってマライはASU内に作業委員会を組織し、ハーリド・モヒエッディーンや「タリーフ（前衛）」誌編集長、ルトフィ・アル・ホーリら、左派エリートにも委員を委嘱した。そして同委員会は技術者連盟（Engineers' Syndicate）のようなASU外の関係機関とも討論を積み重ねた。その過程でモヒエッディーンらは「ASU内における人民の表現の自由を保障する手段として」、政治クラブを要求した。⁽⁴⁶⁾

一九七二年六月二日、マライは「ASU内の職務形態の発展に関する報告書」を発表し、ASU内の組織改革案を提示した。⁽⁴⁷⁾ 第一に、三つの書記局を新たに設け、それぞれ手工業者・国家資本主義問題、経済問題、雇用問題を担当させる。第二に中央委員会に学生代表を入れ、國務大臣の監督下に青年高等評議會を設置する。第三にASUと人民議會、行政部、専門職連盟などとの間の関係を明確にし、再組織する。第二点に見られるように、ASU改造論議の一つの狙は、学生運動対策にあった。

更にこの報告書の中で、マライは「人民労働諸勢力同盟のあらゆる社会勢力が、それぞれの態度と意見を表現できるように、ASU内にマナービル（ミンバルの複数）を作ることを勧告し、モヒエディーンらが要求する政治クラブ（複数）に類するものがASU内に現われ、将来それらが正式の合法野党へ発展してもよいことを約束した」⁽⁴⁸⁾

この民主化プランは、翌七月にスイドキ首相とサダトによって拒否される。七月十八日サダトはASU中央委員会に対して、半民主主義の短い実験を急止する決定を宣言した。⁽⁴⁹⁾ このプランには、マライの抱いていた西欧的な議會制民主主義の理念が反映されている。と同時に国外政治的に見れば、当時サダトはアメリカの和平イニシアチブを引き出す努力を続けており、その意味で米のエジプトに対する信用を高める必要があった。その一つの手段が、エジプトの政治体制を従来の社会主義型から西側諸国の自由主義型へと移行させることであったと考えられる。

こうしてマライ構想は発表の時点では反故にされる。しかしそれは一九七四年四月の十月白書、七六年十一月の限定的複数政党制導入の中に、ほとんど原案通り生かされている。⁽⁵⁰⁾ その意味で、この時の民主化の実験が十月戦争後の政治構造自由化に及ぼす影響力は、大きなものがある。

政治制度自由化の試みのもう一つ一つの盛り上がりは、十月戦争直前の二ヶ月間に起こった。一九七三年七月の革命記念日に行なった演説の中で、サダトはエジプトの国外政治・経済状況が変化したことを指摘し、その変化が国内政治・経済にどのような影響を及ぼしているのか、そしてその変化にどのように対応して行ったらよいのかを把握する

ために、できるだけ広範な対話を組織し、人民諸勢力の全てを自由かつ公開の討論に参加させるよう求めたのである。⁽⁵¹⁾

四、戦時体制の強化

サダト政権による正統性獲得努力の構造について、前章で述べた。そこでの「鞭」の政策が戦時体制強化による社会の締めつけである。

一九七一年において戦時動員体制が敷かれたのは、前述したように三月と十一月であった。しかしこれはそれ程徹底したものではなかった。

社会の締めつけは政治制度自由化の試みと交互に実施された。一九七二年七月の革命記念日の演説の中で、サダトは「国家的一体性を擁護する法」を制定する意向を明らかにした。これは同年前半の民主化傾向に歯止めをかけ、反政府運動の取締り強化を狙ったものである。政府はこれを臨戦体制確立の観点から正当化した。人民議会議長ハーフイズ・バダウィは「国家的一体性は敵に対する我々の最も強力な武器である。……勿論何人も、人民議会がこの法律を可決することで、自由に対して何らかの制限を加えていると想像してはならない。人民議会は自由を擁護し、保証している。しかし統制されない自由は混乱である。」⁽⁵²⁾と述べている。翌八月十五日、サダトは法律三四号として、「愛国的一体性のための大統領命令」を公布した。

一九七二年十二月末から翌年一月にかけて、サダトはこの治安維持法を発動して、政権就任以来二度目の反政府運動の台頭を容赦なく弾圧した。すなわちASU内に規律委員会を組織し、法律三四号に照らして「国家的一体性からの逸脱者」を逮捕、告訴した。告訴されたのは、学生釈放要求請願書に署名した作家、新聞記者、弁護士、技術者、医師を含む専門職層であり、また学生運動指導者であった。

規律委員会のメンバーは委員長のハーフィズ・バダウィ——人民議会議長でもある——を初めとして、一九七〇年代に入り農村で復活した富農層によって占められていた。⁽³⁾ 保守的な社会層が鞭の政策の担い手として、サダト政権の最前部へ出て来たのである。このことは国内経済的に見ても、注目すべき変化であった。

五、おわりに

以上本稿で論じたことは、次のように要約できる。十月戦争前のサダト政権初期において、「平和でも戦争でもない」戦時体制の長期化は、国内に深刻な社会不安を醸成し、エジプトの社会構造をいわば癌のように蝕んでいった。政権に対する信頼度を国内政治面において高めて行く唯一の道は、この不安を緩和、除去して、国民を閉塞的な精神状況から少しでも解放することであった。サダトの支持基盤は一九七一年五月の「修正運動」後においても依然限られたものであり、彼は「飴」の政策と「鞭」の政策を交互に用いるというやり方を選った。飴の政策とは政治制度自由化の試みであり、鞭の政策とは戦時体制強化による社会の締めつけである。

政治制度自由化の試みの中で、単一政党制から限定的複数政党制への移行を示唆するマライ構想が生まれた。この構想は十月戦争後に具体化することになる。

- (1) Muhammad Heikal, *The Road to Ramadan*, Collins, London 1975, p. 188.
- (2) *ibid.*, p. 164.
- (3) 一九八六年三月十八日外務省(東京)で行なわれた、エジプト人民議会議員ミーラード・ハンナ氏の講演「エジプトの民主主義の将来」。David Hirst, "The crumbling fabric of Camp David," *Guardian*, 9 April 1986.
- (4) "The Peace Treaty between Egypt and Israel signed in Washington on 26 March 1979," *Middle East and North Africa* 1986, Europa Publications, p. 78.

- (5) 富田広士「サダト政権の国内『自由化』政策—一九七四—七八年—」日本国際政治学会編『国際政治』一九八三年五月号。
- (6) ʿAbd al-ʿAziz al-Hajj, *al-Maktab al-ʿArabi al-ʿIlmi al-ʿAsasi: al-ḥikm al-ʿIlmi al-ʿAsasi*, Beirut, 1971, p. 119.
- (7) David Hirst and Irene Beeson, *Sadat*, Faber and Faber, London 1981, p. 119.
- (8) *ibid.*, pp. 122-3. 東南アジア調査会編『一九七一年中東年誌』二〇九—一〇頁。
- (9) 『一九七一年中東年誌』二〇五頁。
- (10) *Arab Report and Record (abbr., ARR)*, London 16-30 November 1971, p. 609.
- (11) Hirst and Beeson, p. 124.
- (12) 『一九七一年中東年誌』二九五頁。
- (13) *ARR*, 1-15 November 1971, p. 587.
- (14) *ARR*, 1-15 January 1972, p. 3.
- (15) *ibid.*, p. 5. 『一九七二年中東年誌』八二頁。
- (16) 『一九七二年中東年誌』八三頁。 *ARR*, 16-31, January 1972, pp. 27-28.
- (17) 『一九七二年中東年誌』八三頁。
- (18) *ARR*, 16-31 January 1972, p. 26.
- (19) *ibid.*, p. 27.
- (20) *ibid.*, p. 26.
- (21) Hirst and Beeson, p. 127.
- (22) "Sadat: 'We Are Now Back to Square One', *Nezusei*, Asia editions (International editions), 13 December 1971, p. 15.
- (23) Hirst and Beeson, p. 127.
- (24) *ARR*, 16-31 January 1972, p. 26.
- (25) 『一九七二年中東年誌』八〇—一一頁。
- (26) *ARR*, 16-31 January 1972, p. 27.
- (27) *ARR*, 16-31 January 1972, p. 28.
- (28) 『一九七二年中東年誌』八〇頁。

- (32) Hirst and Beeson, p. 141.
- (33) *ibid.*, pp. 146-7.
- (34) *ibid.*, p. 142.
- (35) Muhammad Heikal, *Autumn of Fury*, Andre Deutsch, London 1983, pp. 157-8.
- (36) 伊能武次「エジプトにおけるロフト教徒」中東調査会編『中東研究』一九八五年一月号、二二頁。
- (37) Hirst and Beeson, p. 143.
- (38) *ibid.*, pp. 143-4. 『一九七二年中東年誌』三一一頁。
- (39) Saad Shazly, *The Crossing of Suez*, Third World Centre for Research and Publishing, London 1980, pp. 128-30. 『一九七二年中東年誌』三二三頁。
- (40) Shazly, p. 125.
- (41) Hirst and Beeson, p. 145.
- (42) Ahmed Abdalla, *The Student Movement and National Politics in Egypt*, Al Saqi Books, London 1985, pp. 199-206.
- (43) Hirst and Beeson, p. 147.
- (44) 鴨志田恵一『新中東記者事情』朝日ソノラマ、一九七七年、一八六—二〇六頁は「エジプト庶民が十月戦争勃発に際し示した半信半疑の対応振りをおよく描く」。
- (45) "Statement to the Nation, September 16, 1971," *Speeches and Interviews by President Anwar El Sadat, September 1970—December 1971*, State Information Service, Ministry of Information, Arab Republic of Egypt 1975, pp. 458-9.
- (46) 『一九七一年中東年誌』一三六—一三八、二〇二—二〇三、二〇五頁。
- (47) Mark Cooper, *The Transformation of Egypt*, Croom Helm, London 1982, p. 77.
- (48) Robert Springborg, *Family, Power, and Politics in Egypt*, University of Pennsylvania Press, Philadelphia 1982, p. 190.
- (49) *ibid.*, p. 192.
- (50) "١٩٧٢/٧/٢٠ الاحكام الجديدة لـ"جامعة القاهرة" "عقدية"
- (51) Springborg, p. 195.
- (52) *ibid.*, p. 196.

- (50) 榎田' 11111—11111。
- (51) John Donohue and Shereen Khairallah, "Egypt on the Eve of War," *CENAM Reports*, 2/73 (Center for the Study of the Modern Arab World, Saint Joseph's University, Beirut), Dar El-Mashreq Publishers, Beirut September 1974, p. 74.
- (52) Hirst and Beeson, p. 140.
- (53) *ibid.*, p. 149.